

PL Report <2012 No.10>

国内の PL 関連情報

子供服の安全基準 国が検討会設置

(2012 年 11 月 2 日 産経新聞)

衣服が遊具に引っかかるなど子供服のデザインやサイズ等が原因となる事故を防止するため、経済産業省はアパレルや流通などの関連業者、製品安全や規格の専門家、消費者団体の代表などからなる検討会を 10 月に設置し、海外規格の調査と国内事情に合わせた規格作りに着手した。

米国や欧州（EU）では既に子供服の安全規格が存在するが、国内ではメーカーが独自の社内基準を設けたり、業界団体がガイドラインを作成するなど自主的に子供服の安全性確保を図っているのが現状で、国による規格は存在しない。将来的には国際標準としても通用する JIS 規格の策定も視野に入れているという。

ここがポイント

海外の子供服の安全規格では、米国消費者製品安全委員会（CPSC：Consumer Product Safety Commission）が ASTM F1816 により、また、欧州では General Product Safety Directive（一般製品安全指令）の一部として、主に子供服のフード、首周り、ウエスト周辺等の引き紐に関する機能やサイズの制限の規格を制定しています。国内では一例として、全日本婦人子供服工業組合連合会等の業界団体が作成した、「子供衣料の設計に関する安全対策ガイドライン」により、フード、引き紐類、ファスナー、リボン、ポケット、ボタン等に関する自主規格を作成し公開しています。

国による子供の事故防止の取り組みでは、経済産業省による「キッズデザインの推進」や消費者庁による「子供を事故から守る！プロジェクト」といった子供向けの製品や周囲の施設・環境を包括的に捉えた活動がよく知られていますが、今回の取り組みは「子供服という特定の製品分野に絞って国際標準を目指した規格策定」という点で注目されます。

関係者は今回の規格策定の動きを注視するとともに、子供服としての製品特性を踏まえ、例えば下記のような点に留意しつつ、自社としての安全対策を検討・実施していくことが重要となります。その上で、子供向けの商品としての魅力と扱い易さを失わず、適正なコストを維持することを追求するべきでしょう。

- ・子供の事故に限らず事故の発生は複合的な要素が影響している。子供服の構造やサイズに起因する危害の可能性の抽出の検討と並行して、過去の事故事例等を参考に子供の行動パターンや周囲の環境を広範囲に捉えたリスクアセスメントを行うこと。
- ・子供は特にその成長の段階によって、身体のサイズや行動範囲が大きく変化する。これまでのキッズデザインの発表等、子供服以外の子供の事故に関する製品・施設の研究報告を有効に活用すること。
- ・製品自体の安全確保（本質安全設計）とともに、残留リスクに関して製品の使用者（この場合は子供の保護者）に対する安全教育・情報発信についても考慮すること。

消費者庁は、「子どもを事故から守る！プロジェクト」において配信している「子ども安全メール」において、乳児がベビーソファからの転落事故について次のように取り上げ注意を促した。

「ベビーソファからの転落事故が発生しています。医療機関ネットワーク（13 医療機関）からは、誤った方法による使用を原因とする 4 件の事故報告がありました。いずれも、テーブルや大人用のイスの上など、使用を禁止されている高いところにベビーソファを載せ、乳児を座らせていたとき、落としたおもちゃを取ろうとするなど、ふとした瞬間に転落しています。ベビーソファに乳児を座らせると、大人が手を離すことができ便利な側面もありますが、ご使用の際は、高いところで使用をせず、乳児から目を離さないなどにご注意ください。」

ここがポイント

ベビーソファは、首が座り座位にしてもサポートをすれば自身で着座を維持できる月齢以上の乳児向けに、床面に置いて使用することを想定し子供の体に合わせた曲面形状とするなど、体を支える機能の付いた乳児用椅子であり、米国等からの輸入製品を含めて様々な製品が販売されています。

今回消費者庁から注意喚起が行われた事故に関わる製品は明らかではありません。しかし、本年 8 月には、輸入ベビーソファ製品のひとつについて、米国とカナダにおいて落下事故が多発したことから、消費者庁にリコール届出がなされ、乳児の落下を防止するため「専用腰ベルト」を無償で配布する旨が輸入業者から公表されています。

乳児は首が座っても体幹を維持できるほど成長していないため、覗き込むなど頭を傾けた際、落下の可能性があります。リコール対象となった製品でも高所での使用が禁止されていました。しかし、米国カナダでは当該製品をテーブル上など高所で使用し、保護者が目を離したときに子供がバランスを崩し腰部が椅子より抜け、落下が多発したことを考慮し、日本においても専用腰ベルトの無償配布を決定したことは適切な対応と考えられます。

一般に子供向け製品の場合、保護者が目を離したときに事故が多発していますが、常に目を離さないようにすることは実際には非常に困難です。このため、子供に危険が及ぶような使用を可能な限り防ぐため、警告表示について以下のような観点からの対策が特に重要となります。

- ①「高所での使用不可」等の禁止・指示表示に加えて、表示を守らない場合に生じる危害を具体的に示す（「危険！」のシグナルワードを付記）。
- ②使用者の注意をひきつける文字の字体、大きさ、色および表示場所の工夫（例：重要なリスクについては、製品本体に目立つようにラベルを添付する等）

なお、上記のような対策は一義的には製造業者において実施すべきものですが、販売を取り扱う事業者においても、適切な警告表示がなされているかどうかの確認に加え、危険な使用方法等について店頭 POP 等により注意喚起を行うなどの対応が望まれます。

漬物の衛生規範の改正等について

(2012 年 10 月 12 日 厚生労働省医薬食品局)

厚生労働省は、本年 10 月 12 日付けで「漬物の衛生規範の改正等について」（食安監発 1012 第 1 号）を発した。本年 8 月に札幌市等で発生した浅漬による腸管出血性大腸菌 O157 の食中毒事件の調査の結果、製造工程での衛生管理上の問題点が確認され、同様の食中毒の再発防止を図るた

め、「漬物の衛生規範（昭和 56 年 9 月 24 日付け）」を改正し、原材料の冷蔵、消毒等を関係事業者に指導することとし、都道府県等に通知した。主な追加内容は下記の通りである。

（１）浅漬の原材料は、低温（10 度以下）で保管すること。

（２）浅漬の製造に当たっては、次のことに留意すること。

ア、 イ（中略）

ウ 半製品の保管及び漬け込みの際は、低温（10 度以下）で管理し、確認した温度を記録すること。

エ 次のいずれかの方法により殺菌を行うこと。

（a）次亜塩素酸ナトリウム溶液（100mg/で 10 分間又は 200mg/で 5 分間）又はこれと同等の効果を有する次亜塩素酸水等で殺菌した後、飲用適の流水で十分すすぎ洗いする。塩素濃度の管理を徹底し、確認を行った時間、塩素濃度及び実施した措置等を記録すること。

（以下省略）

ここがポイント

本誌 2012 年 7 号の「厚生省、漬物衛生規範改正へ」で報じたとおり、事件の調査報告、本通知案等の審議を経て、漬物衛生規範は温度管理と殺菌に関する事項等が追記される形で改正されました。浅漬製造の場合は、原料受入れから製品保管までを 10℃以下で管理するとともに、適切な濃度管理のもとで次亜塩素酸ナトリウム等による殺菌処理を行うことになります。

浅漬けに限らず加熱殺菌を行わない製品の場合、10℃以上になると、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌されにくい芽胞（ボツリヌス菌、セレウス菌等）の発芽や残存した微生物が増殖することで食中毒のリスクが高まります。低温管理を徹底するために、各工程や製造室毎に室温計／水温計記録簿を用意し、定期的な記録のほかに、年に数回の温度計の校正を行うことが重要です。

次亜塩素酸ナトリウムについては、大腸菌やその他の食中毒菌の殺菌、ノロウイルスの不活化にも有効なことから、食品製造現場や飲食店等では生野菜の殺菌のほか手指の殺菌などにも幅広く利用されています。殺菌処理による食中毒の防止を確実に行うためには、今回の衛生規範にもあるように次亜塩素酸ナトリウムの「適切な濃度管理」(注)が必須となります。

(注) 次亜塩素酸ナトリウムは、紫外線による分解、重金属、有機物との接触による分解のほか、常温でも自然分解し温度の上昇と共に分解率が増加するため、定期的な薬剤の交換／残留塩素濃度の測定を行うことが重要。

なお、食品事業者においては、食中毒の防止の観点から、今回の衛生規範に示されたように温度管理や次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理のほか、自社の食品衛生レベルを維持・向上させる観点から、殺菌した手指で水道水の蛇口を触らないように非接触式センサーによる蛇口開閉とする、冬の冷水で手洗いをためらわないように温水化する、要員毎の手洗い実施記録簿を導入するなど、個々の職員への衛生指導を含めた運用管理を一層徹底していくことが重要となります。

海外の PL 関連情報

CPSC が事故情報データベースへの掲載差し止め請求訴訟で敗訴

米国の製造業者が、①米国消費者製品安全委員会（CPSC）の事故情報データベースへの自社特定製品に関する信頼性が疑われる事故情報の掲載差し止めと、②訴訟を通じ自社名および製品名等が公開されることによる不利益を避けるため、当該訴訟を秘匿扱いとし、企業名、製品名等を開示しないことを求め、メリーランド連邦地方裁判所へ訴訟を提起したことについては、本誌 2011 年第 6 号の「CPSC の事故情報データベースへの登録に対して米国製造業者が差し止め請求」において報告したとおりである。

本件訴訟に関し、CPSC を訴えていた原告は、メリーランド連邦地方裁判所に対して略式判決（Summary Judgment※）の申立を行った結果、本年 10 月、同裁判所は「事故情報として登録された情報は恣意的かつ信頼できず、これを公開することは CPSC による裁量権の濫用であり、行政手続法（Administrative Procedure Act）違反である」旨、原告の主張を認める判断（略式判決）を下した。

※米国訴訟において、訴訟の係争中の段階で特定の争点について訴訟当事者の求めに応じ出される裁判所としての判断であり、判決の一部を構成する。

ここがポイント

今回の申立に際して、原告の製造業者は、不正確な情報に基づく事故情報の公開という CPSC による裁量権の濫用に加え、企業名や製品名等の登録情報について完全非公開を申し立てていましたが、今回の略式判決では、裁量権濫用の主張が全面的に認められています。一方、秘匿扱いとすることについても原則として認めたものの、どこまでを非公開とするのか、また登録報告が訂正されれば公開するのかなど、さらに地裁での審議が必要とされました。

この地裁の判断に対して、その後、CPSC は、第 4 巡回区控訴審へ控訴を行いました。12 月 13 日の報道によると、CPSC は控訴の係属を断念したとされています。

今回の争いを通じ、CPSC の事故情報データベースに関し、不正確な事故情報による企業の不利益を防衛する観点から、次の点が明らかになったと考えられます。

- ①CPSC の事故情報データベースへの特定の事故情報掲載に関し、その信頼性や正当性が疑われる場合、行政手続法等への適合性の視点から裁判所において争うことが可能であること。
- ②CPSC は事故情報データベースには「掲載情報は正確ではない場合がある」とする免責文言があるが、これによっても信頼性に問題のある情報の掲載が免責されるものではないこと。

一方、今回の地裁の判断に関して消費者保護に関連する 3 つの市民団体は、「連邦地方裁判所の判断はデータベースを否定はしなかったが、結果として骨抜きにした。危険な先例である。市民は事件について知る権利がある。」とし、特に秘匿扱いについて問題点を指摘するとともに、CPSC に代わって裁判所による非公開命令に第 4 巡回区控訴審において異議を申し立て、これについては現在も審議係属となっている状況です。

市民団体の異議が第 4 控訴審で認められた場合、原則非公開を認めた地裁の判断判決の効果がなくなるおそれがあります。本件の原告企業に限らず、製造事業者が将来的に同様の事象に巻き込まれるリスクは考えられ、非公開がどこまで認められるかはその対策を考える上でも重要な問題であり、消費者団体による異議申立の今後の行方が注目されます。

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、特に子供への危険製品に関する対抗措置を強化しており、本年 7 月、強力な磁石を使用したデスク製品の製造業者等に対して製品の販売停止等を求める行政上の告発（administrative complaint）を行ったことは、本誌 2012 年第 6 号「米 CPSC が強力磁石を使用したデスク製品の製造業者を告発」で報じたとおりである。

これに続き、CPSC は 12 月 5 日、床面に置いて使用する乳児用簡易ベッド（Infant Recliner）に関して、同製品の使用中の事故により少なくとも 5 名の乳児が死亡しているとして、同製品の製造業者に対して行政上の告発※を行った旨を公表した。

※消費者用製品安全法（Consumer Product Safety Act）15 条に基づき、製造業者に対して消費者への製品欠陥による危険性の告知、回収、全額払い戻し等を要求する行政措置。

ここがポイント

今回、CPSC による告発の対象となった製品は、いわゆる乳児用簡易ベッド（Infant Recliner）で、ちょうど自動車用のチャイルドシートを寝かせたような形状をしており、子供の体にフィットするような曲面形状と 3 点式安全ベルトで乳児を固定するようになっている点が特徴です。CPSC の発表によれば、同製品は数度のモデルチェンジを経て、通算で 15 万台以上が販売されていますが、第 2 世代の同製品の使用中に 4 名が死亡、最新モデルでも 1 名の死亡があったほか、CPSC は、同製品から子供がはみ出したあるいは吊り下がったなど 70 を超える事故レポートを受領したとしています。

同製品については、1 件の死亡事故を契機として、2010 年にリコールが行われ、第一世代製品の使用者に最新モデルへの買い替えを促すため 80 ドルのクーポンの配布と、第二世代使用者に対する取扱方法の説明や危険警告表示の改善を実施しました。しかしながら、その後も事故は減らず、特に事故の要因となる床面以外のベビーベッド内での使用や、安全ベルトの使用に関する事故が多発しています。

特に、CPSC は安全ベルト使用中にも拘らず抜け出しや吊り下がり事故が発生していることを問題視しており、最新モデルの使用中の死亡事故も発生したことから、欠陥製品として告発するに至ったものと考えられます。

一見すると、今回の措置は本製品固有の事情によるものに見えますが、特に子供への危険が及ぶ可能性がある製品について、消費者への警告など一定の措置を実施していたとしても、製品自体への対策が十分でなく、事故発生が続く場合には、CPSC として従来以上に強硬な措置も辞さない姿勢の表れと考えられ、引き続きその動向に留意が必要です。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」や「製品安全に関する事業者ハンドブック」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
- ・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013